

スタッフ慶弔見舞金規程

株式会社イープラスワン

第1条 (目的)

- 1.この規程は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定第10条(賃金以外の待遇)に関してスタッフの慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 (見舞金の種類)

- 1.慶弔見舞金は次の通りとする。

① 結婚祝金 ②本人弔慰金 ③遺族見舞金 ④傷病見舞金 ⑤災害見舞金

第3条 (対象者の範囲)

- 1.会社は前条においての対象者を就業中または契約更新に伴う待機中のスタッフに対し、勤務実績により区分し慶弔見舞金の支給を定める。ただし、初めての契約が決定したスタッフで待機中の者は除く。

①事実の発生した日において、過去の就業期間が1年未満でかつ勤務実績が84日以上あるスタッフには、『資格A』のテーブルを適用する。

②事実の発生した日において、過去の就業期間が1年以上でかつ過去3年間の勤務実績が300日以上あるスタッフには、『資格B』のテーブルを適用する。

第4条 (支給の手続き)

- 1.慶弔見舞金を受ける事実の発生と当該スタッフより二親等以内に限り適用した者は、速やかに会社に届出なければならない。

- 2.事実の発生した日より6ヶ月を経過した後に届出のあったものに関しては原則として対象外とする。

- 3.必要によっては証明書の提出を求める場合がある。

第5条 (結婚祝金)

- 1.スタッフが結婚するときは、以下の区分により結婚祝金を支給する。

資格A 5,000円

資格B 10,000円

- 2.結婚の当事者双方がいずれもスタッフの場合は、前項の祝金は双方に支給する。

第6条 (本人弔慰金)

- 1.スタッフ本人が死亡した場合、以下の区分により弔慰金を支給する。

①業務上の場合

スタッフ本人が業務上で死亡した場合は、業務上死亡弔慰金として50,000円を支給する。この支給については、行政官庁が業務上災害と認定することを前提とし、通勤途上についても同様とする。

②業務外の場合

スタッフ本人が業務外に死亡した場合は、死亡弔慰金として30,000円を支給する。ただし、本人について重大な過失がある場合、天災による場合、自殺及び公序良俗に反する行為による死亡については支給しないことがある。

第7条 (遺族弔慰金)

- 1.スタッフ本人の父母、配偶者の父母、配偶者、子女が死亡したときは、以下の区分により弔慰金を支給する。

資格A 5,000円

資格B 10,000円

第8条 (傷病見舞金)

- 1.スタッフが傷病のため7日を超える入院をするときは、以下の区分によって傷病見舞金を支給する。

資格A 5,000円

資格B 10,000円

第9条 (災害見舞金)

- 1.スタッフが災害、風水害、地震その他不慮の災害により居住する家屋、家財に被災をうけたときは、以下の区分により災害程度に応じた災害見舞金を支給する。なお、災害見舞金の金額決定については、総合的に判断し会社が決定する。

		全壊・全焼・全流出	半壊・半焼・半流出	その他の損害
資格	A	30,000円	15,000円	5,000円
資格	B	50,000円	30,000円	10,000円

第10条 (改定)

- 1.社会情勢に著しい変動があったときは、改定することがある。

附則 平成21年11月30日制定
令和2年4月1日改定